

【その他地域(まん延防止等重点措置区域以外の区域)用】

支給金額算定シート<売上高方式(月別)>

注:大企業の方は
選択できません

以下のフロー図をもとに、支給金額を計算してください。
(※算定方法に応じ、以下の枠内を記入してください。)

申請する店舗について、令和元年(平成31年)又は令和2年(※いずれかを選択)の、4月及び5月の飲食部門の売上高の合計は、税抜で5,083,313円(1日当たり8万3,333円)を超えますか。
 確定申告書類や売上台帳等で4月・5月の売上高を御確認ください

はい
→ 計算に用いる年に
チェックを
入れてください
 令和元年
 令和2年

いいえ

1日当たり支給額は1日当たり2.5万円です。以下を記入してください。

申請店舗の1日当たり支給額

円

支給額の計算が必要です。以下を記入してください。

令和元年又は令和2年4月の売上高

①

+

令和元年又は令和2年5月の売上高

②

=

令和元年又は令和2年の
4~5月の売上高計

③

円

③が508万3,313円以下の場合は、
1日当たり支給額は2.5万円のため、
「いいえ」に戻る

令和元年又は令和2年の
4~5月の売上高計

③

円

÷ 61 日 × 0.3 =

1日当たり支給額
(千円未満切上げ前)

④

円

申請店舗の1日当たり支給額

⑤

円

【最大7.5万円】

×

22日

=

14日

申請店舗の支給金額

⑥

円

【最大165万円】

※4/21~4/28の間に協力を開始
した場合は14日となります。

申請書の【申請額】欄に記入

(注)

- ④から千円未満を切上げてください。
- 上限は7.5万円ですので、計算の結果、7.5万円以上になる場合も「75,000円」と記載してください。

(注) 令和元年(平成31年)又は令和2年いずれかの4~5月と、令和3年の4~5月の売上高減少額の合計が1,525万円(1日当たり25万円)を超えている場合は、「売上高減少方式」による計算も選択可能です。